改正後	改正前
行政法人国民生活センター（第三十四条において「センター」という。）が指定するものとする。 ［一～三　略］	法人国民生活センター（第三十四条において「センター」という。）が指定するものとする。 ［一～三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第一号の政令で定める日（令和五年十月一日）から施行する。

○内閣府令第七号

消費者安全法施行令（平成二十一年政令第二百二十号）第三条第四号ロの規定に基づき、消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年一月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者安全法施行規則（平成二十一年内閣府令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定） **第三条**　令第三条第四号ロの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 ［一～十七　略］ 十八　消費者契約法第八条第一項、第三項及び第八条の二から第十条まで ［十九～二十二　略］	（消費者と事業者との間の契約の条項の効力に関する法律の規定） **第三条**　令第三条第四号ロの内閣府令で定める法律の規定は、次に掲げるもの（当該法律又は他の法律において準用する場合を含む。）とする。ただし、当該法律又は他の法律の規定により適用を除外される場合におけるものを除く。 ［一～十七　同上］ 十八　消費者契約法第八条第一項及び第八条の二から第十条まで ［十九～二十二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律附則第一条本文に規定する日（次条において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　施行日前にされた消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律による改正後の消費者契約法第八条第三項の規定により無効とされる契約の条項を含む契約の締結又は当該契約の締結について消費者を勧誘する行為については、なお従前の例による。

○内閣府令第八号

消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十九号）の施行に伴い、及び民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年一月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成二十一年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後		改正前	
別表第一（第三条関係）		**別表第一**（第三条関係）	
［略］		［同上］	
消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）	第三十条及び第三十一条第二項	消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）	第三十条及び第三十一条第三項
消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）	第百九条及び第百十条第二項	［項を加える。］	
別表第二（第五条関係）		**別表第二**（第五条関係）	
［略］		［同上］	
消費者契約法	第三十条	消費者契約法	第三十条